

令和元年度 就学援助のお知らせ



上尾市では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者の方に、就学に必要な経費の一部を援助しています。

対象者

上尾市内にお住まいで、上尾市立の小・中学校に通うお子さんの保護者のうち、生活保護を受給しておらず、学用品や給食費等の支払いが困難な方

- ※ 援助を受けるためには、審査により認定される必要があります。
- ※ 区域外就学をされている方はお住まいの市区町村教育委員会へご相談ください。

対象となる経費 ※1

- ①学用品・通学用品費 ②給食費 ③校外活動費（林間学校、社会科見学等）
- ④修学旅行費 ⑤新入学児童生徒学用品費 ※2

- ※1 各学校が集金する費用の一部の援助ですので、学校にお支払いいただいていることが前提です。
- ※2 入学前支給があった方や5月以降の申請者は、⑤新入学児童生徒学用品費の支給はありません。

支給対象期間

※ 5月以降に申請し認定された方 ➔ 申請月分から

支給

- ※ 給食費以外は、8月（4～8月分）、12月（9～12月分）、3月（1～3月分）の年3回振込予定
- ※ 給食費については、認定後、保護者が立て替えた分を保護者口座に振り込みますが、その後は、毎月直接学校へ振り込みます。
- ※ 認定者の状況（未納がある場合など）によっては、支給できない場合があります。

就学援助が受けられる所得の目安

世帯人数	世帯構成（年齢）	平成30年中の世帯総所得金額	
		持家の場合	賃貸の場合
2人	母（38） 子（10）	180万程度	255万程度
3人	父（41） 母（38） 子（10）	240万程度	315万程度
4人	父（41） 母（38） 子（10・8）	290万程度	365万程度
5人	父（41） 母（38） 子（14・10・8）	350万程度	420万程度
6人	祖母（65） 父（41） 母（38） 子（14・10・8）	395万程度	470万程度

- ※ 給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が目安になります。
- ※ 世帯構成・年齢等の状況により異なります。また、住民登録上の世帯が別であっても同居している方がいる場合は、その方の所得も含めて審査を行います。
- ※ 目安の金額は変更になる場合があります。

申請手続き

2月1日から受付が始まります。次の書類を通学している（入学する）小・中学校または学務課にご提出ください。年度ごとの申請のため、**昨年度受給していた方（入学前支給も含む）も再度申請が必要です。**

同じ学校に複数のお子さんがある場合、**1枚の申請書で3名のお子さんまで申請できます。**（小学校と中学校にお子さんがある場合は、学校別に申請書をご記入ください。）

	提出書類	
必要書類	就学援助費支給申請書 ※各学校と教育委員会学務課（月～金）にあります。 ※市ホームページからダウンロードも可能です。 ※「小学校用」と「中学校用」の申請書があります。	
添付書類（該当する方のみ添付してください）	平成30年中の収入が確認できる書類 （いずれか1つ提出。コピー可） (ア) 平成30年分源泉徴収票 (イ) 平成30年分所得税の確定申告書の控 (ウ) 令和元年度（平成31年度）所得証明（6月以降申請の場合）	平成31年1月2日以降 上尾市に転入した方
	住居の賃貸借契約書のコピーまたは契約証明書 ※住居の所在地・契約者・契約期間・家賃が明記されている箇所が必要です。	賃貸住宅等に住み、家賃を負担している方
	次の内容が確認できる書類のコピー (ア) 児童扶養手当の受給 (イ) 国民年金保険料の免除または減免 (ウ) 生活福祉資金貸付の決定 (エ) 生活保護の停止又は廃止 (オ) 固定資産税または個人事業税の減免 (カ) 国民健康保険税の減免または徴収猶予 (キ) 市民税の非課税（障害者・未成年者・寡婦・寡夫によるもの）または減免	前年度または今年度に該当がある方 （1種類のみで可）

随時申請受付中です。

注意事項

- ※ 審査結果は、認定・不認定に関わらず、申請者全員に学校を通してお知らせします。（申込期限後の申請の場合、お知らせが遅れますのでご了承ください。）
- ※ 所得に基づいて審査を行うため、所得の有無に関わらず、申告をお願いします。（申告は市民税課または税務署で受付）
- ※ 認定後、婚姻、転居等により、世帯状況が変わった場合、再申請が必要になります。
- ※ 資格を失った場合、受け取りすぎた分をさかのぼって返金していただくことがあります。
- ※ 詳細については、各学校または学務課までお問い合わせください

《お問い合わせ先》

上尾市教育委員会 学務課 就学担当 ☎（048）775-9604 直通